## 国家公安委員会規則第四号

警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第十三条第一項の規定に基づき、 警察官等けん銃使用及

び取扱い規範及び警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

国家公安委員会委員長 小川惠里子

警察官等けん銃使用及び取扱い規範及び警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則

(警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正)

第一条 警察官等け ん銃使用及び取扱い 規範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十二条を次のように改める。

(記録票)

第二十二条 銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、 所轄庁のけん銃等の貸与事

務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

第二十四条第一項中「けん銃」を「拳銃」に、 「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に、 「記録票

を「登録票」に改め、 同条第三項中「記録票」 を「登録票」に改める。

第二十五条の見出し中「けん銃等」 を「拳銃」 に改め、 同条第一 項中「け ん銃 を「拳銃」 に およ

び を「及び」 に \_ 別記樣式第三号」 を「別記様式第二号」 に \_ すみやかに」 を「速やかに」 に改め

る。

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号中「みかび」を「及び」に、 「記錄票」 を「隘録票」に、 「けん銃」 を「拳銃」 に改め

同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第三号中「みかび」を「及び」に、 「亡失けん銃」 を「亡失拳銃」 ビ ٦ r M Lľ を「温」 に改

め、同様式を別記様式第二号とする。

(警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正)

第二条 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範(平成十四年国家公安委員会規則第十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第十八条中「、 「別記様式第一号による「けん銃貸与カード」」とあるのは「警察庁長官が別に定める

様式による「特殊銃使用者指定カード」」と、 「被貸与者の所属する部署」とあるのは「 当該特殊銃 の配

備された指定所属」と」 を削り、 \_ 別記様式第二号」とあるのは「警察庁長官が別に定める様式」 を 別

とあるのは「警察庁長官が別に定める様式」を「別記様式第二号」とあるのは「 警察官等特殊銃使用及

記樣式第一

号

とあるのは「警察官等特殊銃

使用及び取扱

い規範別記様式第一号」

に

別記樣式第三号

び取扱い規範別記様式第二号」に改める。

附則の次に次の二様式を加える。

様式第1号

			.及び ·よう	登	録	票	
所属	属 名						
	名	称					
特殊銃	型	式					
	П	径					_
	銃り	身長					8.0cm
	番	号					
試身	付年)	月日		年	月	日	
備	-	考					
				7.0cm			

様式第2号

## 試射弾丸及び薬きよう送付書

	平 科	成 学 1	警	年 察 研		月月長	日 殿														警	察本部長	<b>(</b>
送	付	物	件	試射弹	单丸及	び試	射薬さ	きよう				各1個	試	射	年	月	日			年	Ē	月	日
亡	失!	特殊	銃	名称				型式			口径	1径 欽			銃身長			番号			亡失 弾薬	発	
È		失		所属				•															
	:	<b>*</b>	者	官職											氏	名							歳
亡	失:	年月	日	平成	£	Ŧ	月	日午	前後	時	分頃	iから				月 日午 前後				時	分	頃までの間	
亡	失	の 場	所																				
亡	失	の状	況																				
備			考																				

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十七年三月一日から施行する。

警察官等けん銃 使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措

拳銃の送付及び登録並びに試射弾丸及び試射薬きようの整理保管については、 第一条の規定による

改正後の警察官等けん銃使用及び取扱い規範(以下「新けん銃規範」という。)第二十四条第一項及び第

三項 の規定にかかわらず、 当分の間、 なお従前の例によることができる。

第三条 新け ん銃規範第二十五条第一項に規定する送付書の様式については、 新け ん銃規範別記様式第二号

の様式にかかわらず、 当分の間、 なお 従前の例によることができる。

警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置)

第四条 特殊銃の送付及び登録並びに試射弾丸及び試射薬きようの整理保管については、 第二条の規定によ

る改正後の警察官等特殊銃使用及び取扱い規範 ( 次条において「新特殊銃規範」 という。 ) 第十 八条にお

いて準用する新けん銃規範第二十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当分の間、 なお従前 の例に

第五条 新特殊銃規範第十八条において準用する新けん銃規範第二十五条第一項に規定する送付書の様式に

ついては、 新特殊銃規範別記様式第二号の様式にかかわらず、当分の間、 なお従前の例によることができ

ಠ್ಠ